ある者を除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。）」に改め、同項第四号中「第七号」を「第六号」に、「あっては、」を「あっては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者を除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第五号イ中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に、「額）に」を「額、これらの者以外の者（基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者を除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額）に」に改め、同号ロ中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者を除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「相当する額」の下に「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加える。

第五条第一項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に改め、「差額に相当する額」の下に「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条　平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（施行日前に降格又は降号をした職員に関する経過措置）

2　改正前の規則九―一二〇第四条第一項第三号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条第二項及び第三項の規定による俸給の支給については、改正後の規則九―一二〇第四条及び第五条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

3　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の項中「第六条」を「第七条」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二一―一

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（給与法附則第八項の規定により広域異動手当の額から減ずる額に関する端数計算）

2　給与法附則第八項第四号、第六号及び第七号並びに第十項に規定する広域異動手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

附則第三項を削る。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二二―一

人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（専門スタッフ職調整手当減額基礎額の端数計算）

2　給与法附則第八項第二号に規定する専門スタッフ職調整手当減額基礎額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該専門スタッフ職調整手当減額基礎額とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）に基づき、平成二十二年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二六

平成二十二年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え

（任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額の切替え）

第一条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
911,000	909,000
1,012,000	1,010,000
1,113,000	1,111,000
1,207,000	1,204,000